

資料1

# 平成29年度宮崎支部 事業実施結果報告について

---

平成30年5月31日

 全国健康保険協会 宮崎支部  
協会けんぽ

<企画総務グループ>

支部事業計画		事業実施状況		達成状況	平成30年度目標・KPI	
保険運営の企画	目標数値	項目	実施時期	平成29年4月～平成30年3月	3月末時点	
各自治体・関係団体との連携		①自治体等(宮崎県、宮崎市、延岡市、都城市)との連携 ②県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会関係団体等との連携	随時	① ○医療費適正化計画策定検討委員会…10/24、2/22企画総務部長参画 ○宮崎県医療計画策定委員会…10/5、1/25支部長参画 ○地域医療構想調整会議…3/19企画総務部長参画(宮崎東諸県医療圏)、12/25業務部長参画(西都児湯医療圏) ○国保運営協議会…9/27、11/21支部長参画 ○宮崎市と医療費・健診データの活用に向けて打ち合わせ実施。今後も打ち合わせを継続。 ② ○経済3団体へ健康宣言優良事業所認定式(1/26開催)への協力要請を行い了承を得、認定証発行の協力いただくとともに、1/26認定式へ各団体ともご出席いただいた。 ○保険者協議会…5/16、8/16、12/21、2/7(支部長・両部長)、各部会(企画調整会議・企総G長、保健部会・保健G長、業務部会・保健G長補佐)へ参画		①各種委員会への参画(県)、宮崎市とのデータ活用協議を継続②医療提供団体とのジェネリックセミナー等の研修会での連携、経済三団体との宣言事業の連携を継続 ■KPI: 地域医療構想調整会議被用者保険加入者参加率79.8%
ジェネリック医薬品使用促進	使用割合 年間目標 (数量ベース) 79.1%	①広報による推進 ②軽減額通知事業 ③薬剤師を対象としたセミナーの開催 ④GISシステムを活用したジェネリック医薬品使用促進啓発事業(H29パイロット事業)	①広報誌・メルマガホームページ・各種研修会による随時広報 ②8/17,2/14通知送付 ③H29.12.14開催 ④平成29年度単年度での事業	①5月,12月新任事務担当者研修会での説明、「協会けんぽみやざき」、メルマガ、ホームページでの広報を行った。 ②8/17 1回目(全国約320万件、宮崎県34,383件)、2/14 2回目(約346万件、宮崎県33,329件)軽減額通知を行った。 ③日時:12/14 19:10～20:45 場所:市民プラザ4階ギャラリー 参加者:薬局薬剤師32名 内容:Ⅰ協会けんぽ宮崎支部の現状Ⅱ県薬剤師会よりジェネリック医薬品について講演Ⅲ社会保険診療報酬支払基金の紹介を実施。医薬品別の使用割合を記載した「医薬品リスト」を配布。 ④GISシステムによる0-4歳で使用割合の低い地域を選定。アンケート、チラシの作成。その低い地域に住む加入者世帯への啓発及び薬局へアンケートの送付を実施。 ※平成30年10月開催評議会において平成29年度パイロット事業の結果報告をいたします。	数量ベース使用割合 29年12月 76.5% (全国4位)	①広報誌、メルマガ、ホームページへ周知広報の継続②年度内2回の通知実施③都城地区において薬剤師へのセミナー実施9/7実施予定④規模縮小システム活用した啓発事業実施予定■KPI: 使用割合78.0% ※インセンティブ制度について
健康宣言事業の推進	健康宣言優良事業所の拡大 (宣言事業所累計50社)	①健康宣言事業所の拡大 ②健康宣言優良事業所認定式の実施	①5月 50人以上の健康保険委員事業所へ勸奨文書送付	①健康宣言事業への協力について文書を送付し、会社の健康度を示した「健康度レポート」の交付の意思表示をした事業所に対し、職員による勸奨訪問を行った。 ○4月からの宮崎日日新聞主催の健康経営周知事業に取り組み事業所の紹介を行っていただき、7月26日に健康経営セミナーを新聞社主催で開催され、協会けんぽも講演を行い、具体的な取り組みを紹介しながら、健康宣言事業への積極的な応募を行うよう勸奨 ②日時:1/26 13:00～ 場所:宮崎観光ホテル 参加者:111名 内容:(1部)認定式・取組優良事業所による発表講演 (2部)メンタルヘルスセミナー「健康笑い塾」主宰による講演以上を実施。アンケート結果から40名ほどが健康宣言をしたいとの回答を得たことから後日宣言事業の勸奨文書を送付するもの、1事業所のみ宣言であった。	44宣言事業所	①10名以上規模の事業所に向けた勸奨を実施し宣言事業所の拡大予定 ②H31年1月下旬認定式を実施する。 ●目標宣言事業所数:100社
健康保険委員の活動強化、委嘱拡大	委嘱者数 2250名	①健康保険委員研修の実施 ②健康保険委員表彰の実施 ③広報活動による支援を行う ④文書・電話による勸奨 ⑤各種説明会等での勸奨 ⑥新規適用事業所への案内	①実施せず。代わりに健康保険ハンドブック作成、全委員への配布を行う。7月 ②11月の合同表彰式に向け7月末推薦書提出 ③ハンドブック7月送付 ④4半期1度文書・電話勸奨 ⑤5月12月新任事務担当者研修会・9月講習会での勸奨 ⑥4・6・7・9各月末に郵送	①詳細な健康保険事業ハンドブックを作成し、健康保険委員への送付を行い、研鑽していただくことまた、算定基礎届説明会(年金事務所主催)、制度講習会(県社会保険協会主催)、社会保険委員大会(研修会)県内9か所で開催(11月2月に実施予定)において充実を図ることで今年度の協会けんぽ宮崎支部主催の健康保険委員研修を見送った。6月中にハンドブックの制作を終え7月に全健康保険委員に配布。6月算定基礎届説明会(参加者約2000名)、9月講習会(約2300名)へ講師を派遣し制度説明を行った。 ②支部内調整、年金機構との調整を行い、7/28厚労大臣表彰1名、理事長表彰3名、支部長表彰10名の推薦を行った。(9/25厚労大臣表彰含む14名の被表彰者確定、11/9年金委員功労者表彰との合同表彰式を開催) ③①にて記載のとおり全健康保険委員のみに新ハンドブックの送付を7月に行った。 ④4月～9月に291事業所、10月～3月197事業所へ文書勸奨、併せて電話勸奨を行った。 ⑤県社保協会主催の5月、12月の新任事務担当者研修会、9月講習会において健康保険委員勸奨を行った。 ⑥合計735新規適用事業所へ勸奨チラシを送付。	委嘱者数 2173名 (103名の新規委嘱)	①都城地区における健康保険委員研修7/26実施 ②10月の被表彰者決定に向け推薦。11月に年金事務所との合同表彰式③広報誌、研修会による周知広報の実施④引き続き実施⑤昨年度と同じスケジュールにて実施⑥継続実施 ■KPI: 健保委員委嘱率(カバー率)51.5%
メールマガジンの登録者数拡大	年間登録数 210件	①文書・電話による勸奨 ②各種説明会等での勸奨 ③新規適用事業所への案内	①健康保険委員委嘱勸奨と同時勸奨 ②5月新任事務担当者研修会、6月算定基礎届説明会、9月講習会にて説明又はチラシ同封 ③4・6・7・9各月末チラシ郵送	①健康保険委員委嘱勸奨と同時勸奨 ②5月、12月新任事務担当者研修会、6月算定基礎届説明会、9月講習会、11月、2月社会保険委員大会にて説明又はチラシ同封 ③6月、7月、9月、10月、11月、1月、3月の各月末チラシ郵送	登録数 210件	①②③引き続き、同様に勸奨 ●目標年間登録数210件

<保健グループ>

支部事業計画			事業実施状況	達成状況	平成30年度目標・KPI	
保険運営の企画	目標数値	項目	実施時期	平成29年4月～平成30年3月	3月末時点	
上位目標	(評価指標)	具体的な実施内容			情報系5/7時点	
【データヘルス計画】 血圧リスク（収縮期130以上、拡張期85以上）の割合を4割以下に減らす	<b>下位目標</b> <特定健診> 健診を受ける人が増え、自分の血圧を知り、高血圧予防への必要性を知る人が増える <特定保健指導> 特定保健指導を受ける人が増え、高血圧予防への具体的な行動を起こすことができる <未治療者対策> 血圧・血糖・CKDで受診の必要な人が、治療開始し、重症化を予防する人が増える	<被保険者> (健診受診率) 対象者数145,897人 (目標)92,207人(63.2%)  事業者健診取得率 16,049人(11.0%)  <被扶養者> 特定健康診査受診率 対象者数40,622人 (目標)12,999人(32.0%)	<生活習慣病予防健診> 契約健診機関 42機関 ・健診機関を活用した未受診勧奨と事業者健診からの振替促進 ・未受診事業所及び新適事業所に対する勧奨 ・健診機関の拡充、協会の健診枠の拡大、検診車の活用 ・任継取得者への健診案内  <事業者健診データ取得> ・勧奨からデータ作成までの外部委託契約 ・紙媒体のパンチ委託 ・過年度提供事業所への勧奨 ・健診機関からの早期提供(インセンティブ)  <被扶養者特定健診> ・市町村国保集団健診と同時実施 ・協会主催の集団健診と市町村のがん検診の同時実施 ・集団健診に併せたオプション健診の実施 ・新規取得者への受診券送付	〇健診 <生活習慣病予防健診> ・29年度42機関に拡大。(年度末をもって1機関が契約終了) ・新規適用事業所に対し、健診案内を送付 ・任意継続新規取得者への健診案内送付 ・制度改正に向けた健診機関事務説明会の開催 ・健診機関実地調査の実施  <事業者健診データ取得> ①事業者健診データ提供勧奨からデータ作成まで(株)エムエイチアイと委託契約(委託期間6/20～3/25) * 勧奨対象事業所数1,144社 同意書または結果提供事業所数119社(10.4%) データ作成件数:293件 ③事業者健診データ早期提供にかかるインセンティブを健診機関と覚書締結 *4機関から141件の提出 ③過年度提供事業所への勧奨  <被扶養者特定健診> ・市町村国保との同時実施(椎葉・諸塚・西米良・日之影・木城・高千穂) ・協会主催の集団健診と自治体がん検診の同時実施(宮崎・国富・綾・延岡・高鍋・新富・都城・三股) ・協会主催集団健診にオプション健診(骨密度)の付加サービス ・新規取得者への受診券送付	<生活習慣病予防健診> 受診者数 78,238件 受診率 52.9%  <事業者健診> 取得数 9,682件 取得率 6.6%  <生活習慣+事業者> 受診者数 87,920件 受診率 59.5%  <被扶養者特定健診> 受診者数 6,432件 受診率 16.5%	①生活習慣病予防健診受診率を59.6%とする ②事業者健診データ取得率を5.9%以上とする ③被扶養者の特定健診受診率を20.9%以上とする
	<被保険者> 支部直営及び委託 実施対象者(21,647人) (目標)5,412人 25.0%  <被扶養者> 実施対象者(1,144人) (目標)114人 10.0%	<被保険者> ・支部直営による特定保健指導 ・外部委託による特定保健指導 ・外部委託機関の拡大  <被扶養者> ・利用券の定期的な発券と集合契約による実施	<被保険者 支部直営> ・29年度2名の保健師を採用し、14名で実施  <被保険者 外部委託> 新規契約機関2機関含め10機関で実施。制度改正に向けた保健指導機関会議や実地調査を実施 健診機関会議の場や訪問にて契約勧奨を行い、新たに2機関が30年度から契約  <被扶養者 特定保健指導> ・特定保健指導該当者への利用券発券(毎月)	<被保険者支部直営> 初回面談 4,949人 半年評価 3,599人 <被保険者外部委託> 初回面談 613人 半年評価 317人 直営+委託 対象者に対する実施率 21.83% (被扶養者:0%) (情報系5/7現在)	特定保健指導の実施率を24.5%以上とする	
	<事業所とのコラボヘルス> 健康宣言から始まる健康経営を事業所で行い、高血圧予防への取り組みを行う事業所が増える	健康宣言事業所(健康経営に取り組む事業所)の増加	・健康宣言事業所の募集 ・健康経営セミナー開催 ・健康宣言事業所へのフォロー	* 企画で報告		
	受診者数	・血圧・血糖値の未治療者に対し受診勧奨文書送付(本部) (より重症域者には支部より二次勧奨実施)  ・宮崎市、延岡市在住者のうちCKD対象者に対する受診勧奨	通年 ・二次勧奨者のうち支部に回答書で返答し、「今後受診の予定なし」と答えた者に対し電話による勧奨を実施  ・平成29年10月より、宮崎市、延岡市を含む県内全域の受診者に対し、CKD受診勧奨文書を送付	29年4月～10月受診者への勧奨 一次勧奨 2259件 二次勧奨 586件  10月～2月発送数 1,574件	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上とする	

<レセプトグループ>

支部事業計画		事業実施状況		達成状況	平成30年度目標・KPI
健康保険給付等	目標数値	項目	実施時期	3月末時点	
○協会システムを活用した効果的なレセプト点検の徹底 ○資格・外傷・内容点検の実施 ○支払基金との協議を実施	(資格点検) 資格点検効果額 (加入者1人当たり) 1,502円以上 (参考値)	(資格点検) 資格喪失後受診等の疑いあるレセプトについて、医療機関照会を実施、再審査請求または加入者へ返還措置を実施。	毎月 (資格点検) ○資格喪失後受診が疑われるレセプトに対し、医療機関へ保険証確認状況、レセプト返戻可否について医療機関照会を実施 ○資格喪失後受診、記号番号誤り等レセプトに対し、支払基金へ再審査請求を行い医療機関へ返戻を実施 ○医療機関照会により資格喪失後受診と判明し、レセプトを返戻しなかったものに対し、本人へ返還請求を決定	(資格点検) ●資格点検効果額 (加入者1人当たり) 平成29年度 1,352 平成28年度 1,502円 (参考値)	(資格点検) ●資格点検効果額 (加入者1人当たり) 1,352円以上 (参考値)
	(外傷点検) 外傷点検効果額 (加入者1人当たり) 338円以上 (参考値)	(外傷点検) ・外傷レセプトについて負傷原因照会、傷病届照会を実施。  ・外傷レセプトについて負傷原因照会、傷病届照会を実施。第三者行為、業務上・通勤災害疑いに対し調査を行い、求償、再審査請求または加入者へ返還措置を実施。	毎月 (外傷点検) ○外傷性の傷病名表記のレセプトに対し、受診者へ負傷原因照会を実施  ○第三者行為による表記のあるレセプトに対し、受診者へ傷病届を送付  毎月 ○負傷原因照会回答および傷病届等により、業務上または通勤災害による負傷での保険証使用と判明したものに対し、医療機関へ、レセプト返戻または加入者へ返還請求を実施  ○第三者行為による事故等に対し、損害保険会社および加害者へ求償を実施	(外傷点検) ●外傷点検効果額 (加入者1人当たり) 平成29年度 240円 平成28年度 338円 (参考値)	(外傷点検) ●外傷点検効果額 (加入者1人当たり) 240円以上 (参考値)
	(内容点検) 診療内容等査定効果額 (加入者1人当たり) 146円  診療内容等査定金額 58,314,560円  再審査請求件数 38,592件	(内容点検) ・行動計画に基づき施策を実施。  ・施策の実施状況、結果、達成状況を確認し効果向上に向けた改善策を検討。  ・支払基金との協議を実施。	毎月 (内容点検) ○自動点検(※1)から開始する点検スケジュールを実施 ○自動点検メンテナンス検討、実施 ○高点数査定事例重視の点検を実施 ○点検員スキルアップのための勉強会を実施(月2回) ○外部講師によるレセプト点検研修を実施(医科:12月) ○他支部合同歯科研修に参加(7月:熊本・11月:大分)	(内容点検) ●再審査請求件数 平成29年度 42,204件 平成28年度 35,697件  ●診療内容等査定金額 平成29年度 62,553,600円 平成28年度 57,118,500円  ●診療内容等査定効果額 (加入者1人当たり) 平成29年度 156円 平成28年度 144円	(内容点検) ●再審査請求件数 44,196件  ●診療内容等査定金額 64,005,240円  ●診療内容等査定効果額 (加入者1人当たり) 158円  ■30年度目標KPI 支払基金と合算した レセプト点検の査定率 0.385% ※査定率 レセプト点検により査定 (減額)した額÷協会けんぽ の医療費総額
			毎月 ○医科・支払基金との協議を実施(7月を除く) ○歯科・支払基金との協議を実施(8月を除く奇数月)		

●資格点検 … 医療機関より請求されたレセプトが、受給資格を有しているレセプトかどうかの点検。レセプトの基本情報(健康保険被保険者証の記号番号、診療月等)と、加入者記録を突合し、疑義があれば、医療機関照会を実施。資格期間外のレセプトについては、医療機関へ返戻または、本人へ返納金として請求。

●外傷点検 … 第三者行為等による事故、業務上及び通勤災害の診療によるレセプトかどうかの点検。レセプトに記載されている傷病名から事故等が原因ではないかと疑われる受診者を特定し、負傷原因について照会を実施。  
 ・業務上・通勤災害によるものと判明 ⇒ 医療機関へ返戻または、本人へ返納金として請求。  
 ・第三者行為等によるものと判明 ⇒ 求償を実施。

●内容点検 … レセプトについて診療内容が保険診療ルールに適合するか点検を行い、点検の結果、疑義のあるものについては再審査請求を行う。

◆レセプト点検効果額…(査定及び返戻額 + 返納金額及び求償額)÷加入者数  
 ・資格点検効果額…医療機関が適正に請求されれば査定されないため、効果額は参考値とする。  
 ・外傷点検効果額…事故の件数、医療費等によるため、効果額は参考値とする。

※1 システム機能を活用した点検。自動点検マスタにルールを登録し、点検対象の疑義レセプトを抽出して行う点検。

<業務グループ>

支部事業計画		事業実施状況		達成状況	平成30年度目標・KPI	
健康保険給付等	目標数値	項目	実施時期	平成29年4月～平成30年3月	3月末時点	
サービス向上のための取組	-	・事務処理誤り発生防止 ・お客様満足度調査の実施 ・申請書等の郵送化	毎月 年1回 毎月	・事務処理誤り 1件発生（傷病手当金における第三者行為確認もれによる返納金発生） ・お客様満足度調査（満足度）・・・支部窓口に来訪されたお客様による記入式アンケート調査及び委託業者による架電調査を12月に実施 ・CS向上委員会を設置し、お客様満足度の向上のための取り組みを推進（H29.7～） ・郵送による申請を促進するため、各種広報や研修会等で周知	・総合満足度 窓口98.6%（97.3）、全国97.6 架電76.7%（63.3）、全国60.1 ・郵送化率 76.84%（76.1）、全国86.7	・再発防止策の徹底及び事務処理誤りの全国の事例等を周知し目標0件 ・毎月CS向上委員会を開催 ・各種広報や研修会等で郵送での提出を周知 郵送化率 KPI 80%以上
○医療費適正化の総合的対策 ・傷病手当金・出産手当金の審査強化	立入検査 年間14件	資格取得日や標準報酬月額に疑義のある申請に対して、日本年金機構と連携を取り事業所調査を実施し保険給付の適正化に努める。	随時	・事業所の役員に係る支給済みの傷病手当金や、資格取得日・標準報酬月額に疑義のある案件について実施。 ・立入検査の九州厚生局認可を9件取得し、立入検査を9件実施。 ・そのうち日本年金機構との合同調査5件実施し、4件は資格取得年月日の遡及訂正等となった。1件は返納金が18,360円発生し収納済み。	認可取得9件、 立入検査9件実施  (H28年度 14件)	・不正の疑いのある事案については支部の保険給付適正化PT会議を経て事業主への立ち入り検査を積極的に行う ・傷病手当金と障害年金の併給調整を確実に実施する
・あはき療養費の適正化	患者照会 毎月20件	あんま・マッサージ、はり・きゅう療養費について、頻回受診者、往療料のある者及び長期受診者等を中心に患者照会を実施する。また、患者照会に併せて適正受診に関するリーフレットにより啓発を行う。	毎月	・受付件数3,645件ののうち、患者への文書照会を177件実施。 ・はり・きゅう療養費は医科併用が認められないため、レセプト確認を行い、同意した医師や審査医師への照会等を実施。 ・不支給（一部不支給含む）61件、効果額（保険者負担額）316,742円。	照会件数177件  (H28年度 192件)	・はり・きゅう、あんまマッサージ療養費については、頻回受診、往療料のある者等を中心に加入者に対する文書照会を実施
・柔道整復施術療養費の照会業務の強化	患者照会率 100%以上	多部位かつ頻回の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、照会時にチラシを同封して正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。	毎月	・毎月約12,000件の申請の内、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請件数を目標に文書照会を実施。 ・多部位かつ頻回件数1,389件に対し、患者への文書照会を2,427件実施。（患者照会率174.7%）	対象件数 1,389件 照会件数 2,427件 照会率 174.7% (H28年度 1,867/1,594:117.1%)	・加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更する過剰受診に対する照会を強化 ・3部位かつ15日以上申請書割合 KPI 0.98%以下
サービススタンダードの実施	給付金の10日 以内の支払い (支部目標は 8日以内)100%	傷病手当金等の給付金を申請書の受付から振り込みまで8営業日以内で実施する。	通年	・対象給付金・・・傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料の給付金 ・申請書の受付から振り込みまでの期間をサービススタンダードとして定め、進捗管理を徹底し10営業日以内での支払いを100%達成。 ・平均所要日数は毎月全対象給付金において8日以内での支払いを実施。	100%達成 平均所要日数 7.95日  (H28年度 100%)	サービススタンダード KPI 100%
高額療養費未申請者への勧奨	診療月から 6か月での勧奨	高額療養費未申請者に対しあらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。	毎月	・平成28年10月診療分から平成29年9月診療分について、各診療月から6か月で計6,140件の高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）。	6,140件  (H28年度 5,512件)	・限度額適用認定証の利用促進 ・診療月から6か月での勧奨
被扶養者資格の再確認	28年度実績 84.41%以上の 提出率	高齢者医療制度への支援金・納付金および保険給付の適正化を図る。	6月から7月	・平成29年6月9日から30日まで7回に分け12,140事業所へ被扶養者状況リスト等を送付。 ・平成29年9月末に扶養再確認対象者5名以上で被扶養者状況リストの未提出事業所300件へ提出のお願い文書（督促）発送。 ・平成29年10月末現在の提出事業所数10,333件（提出率85.12%）、被扶養者削除人数857人。	10,333件 提出率85.12%  (H28年度 84.41%)	・未送達事業所の調査による送達の徹底、未提出事業所への勧奨 ・被扶養者資格の再確認対象事業所からの提出率 KPI 87.0%以上
保険証回収催告の実施	保険証回収率 一般 99.00% 任継 96.40%	資格喪失後受診等による債権の発生防止のため保険証の回収を強化する。	通年	・日本年金機構宮崎事務センター催告時のチラシ・返信用封筒（協会）の同封（12月まで）。 ・資格喪失等処理から2週間での回収催告、任継者等に対する電話・訪問催告を実施。 ・広報媒体による周知、各種研修会等による周知を図った。 ・平成29年9月に保険証の未添付が多い事業所に対する周知として、367事業所へ「退職時の健康保険証回収について（お願い）」文書を送付し、平成30年2月にも届書提出時に保険証の未添付が多かった178事業所に対し保険証の添付依頼文書を送付。	平成30年1月末現在 保険証回収率 一般 98.72% 任継 92.51% (全国：一般97.31%) (全国：任継90.75%)	・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に保険証未回収者に対する返納催告の徹底 ・保険証未返納の多い事業所等に対し、訪問・文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底の周知 ・日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率 KPI 94.5%以上
積極的な債権管理 回収業務の推進	法的手続き 年間50件以上	繰り返し催告を行っても返納いただけない債務者については、計画的に訴訟等の法的手続きを実施し債権回収に努める。	毎月	・ルーチン化した事務処理フローに基づき、文書催告、電話催告、戸別訪問を実施。 ・債権回収強化月間（9月、2～3月）を設け、業務グループ職員による戸別訪問、電話催告を実施。 ・内容証明郵便による最終催告状を上期52件、下期35件、計87件送付。 ・法的手続き（簡易裁判所への支払督促申立）は上期40件、下期25件、計65件実施。	法的手続き：65件  (H28年度 77件)	・発生した債権の早期回収に取り組みとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施 ・返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率 KPI 66.92%以上